

## 戸沢村結婚サポート事業実施要領

### 1 目的

この要領は、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供し、結婚成立に結びつけることにより、住民の定住化を促すとともに少子化の解消を図り、地域の活性化と協働のまちづくりを進めることを目的とする。

### 2 事業内容

結婚推進に向け、仲介や相談等を行う者（以下、「結婚サポート推進員」という。）を公募により登録し、当該事業の PR 活動を行うとともに、その仲介により結婚が成立した場合に結婚サポート推進員に対して報奨金、活動費等を支給するもの。

#### (1) 結婚サポート推進員の役割、募集、登録受付、決定方法等

##### ①役割

- ・結婚サポート推進員は、結婚を希望する独身男女の仲介、相談及び助言等結婚成立に向けた支援を行うものとする。
- ・本人の意思を尊重した活動を行うことに留意する。
- ・営利目的の活動は行わない。
- ・活動により知り得た個人情報について守秘義務を遵守する。

##### ②募集

- ・村広報紙、村ホームページ等により結婚サポート推進員の募集を随時行う。

##### ③登録受付

- ・登録受付は、まちづくり課において行う。
- ・登録受付にあたり、戸沢村結婚サポート推進員登録申込書(別記様式 1)の提出を求め、動機や活動手法等が事業の目的、趣旨に合致しているかを確認する。
- ・申込書において、営利目的ではない旨の確約及び活動に伴い知り得た個人情報に関して守秘義務を遵守する旨の確約を求める。
- ・登録の可否については、申込みの日から起算して30日以内に決定し、戸沢村結婚サポート推進員(登録・非登録)決定通知書(別記様式 2)により登録希望者へ通知する。

##### ④決定方法及び条件

- ・申込書の内容等を踏まえ、動機や活動手法等が事業の目的、趣旨に合致しているかを総合的に判断し、登録の可否を決定する。
- ・結婚サポート推進員の登録対象者は、20歳以上の者とし、村内に居住を有する者又は村内企業勤務者とする。その他、特別に村長が必要と認

める者とする。

- ・営利目的と判断される場合は、登録を認めない。
- ・登録された結婚サポート推進員には、決定通知書及び登録証(別記様式3)を交付する。

なお、当該事業が継続している間は、辞退の申し出がない限り、毎年継続されるものとする。

## (2) 報奨金の支給条件

結婚サポート推進員の仲介により結婚が成立した場合は、結婚サポート推進員から結婚サポート事業報奨金支給申請書(別記様式4)を提出してもらい、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、結婚サポート推進員に対して成婚1組あたり100,000円を報償として支給する。

### 【条件】

- ①結婚サポート推進員の仲介により結婚し、当該年度内に婚姻届の提出がなされたこと。当該事業を継続している間に限り、婚姻届の提出があったものについては支給対象とする。(戸籍、住民基本台帳により確認を行う。)
- ②婚姻者が、結婚後、戸沢村に住民登録をしていること。(住民基本台帳により確認を行う。)
- ③仲介の時期、支援した内容等を記載した結婚サポート事業報奨金支給申請書の内容が適切であると認められること。
- ④婚姻者が、結婚サポート推進員の活動により結婚したと認めていること。
- ⑤報奨金等の受給を目的とした偽装結婚と認められないこと。
- ⑥あらかじめ結婚意志がある者同士への仲介、助言でないこと。
- ⑦婚姻者が、年齢等の観点から少子化対策に資すると認められること。

### 【その他判断基準】

- ・仲人を行うかについては支給の条件としない。
- ・初婚、再婚は問わない。

## (3) 支給決定の方法

- ・申請書の審査を行い、申請日から起算して30日以内に結婚サポート事業報奨金支給決定通知書(別記様式5)により申請者に通知する。

## (4) 活動費の支給

- ・村内在住の結婚希望者の支援活動や、自己研鑽のための研修に参加した場合の参加料、交通費などの諸経費の活動費として年額10,000円を支給する。活動費を請求するにあたっては、活動費支給申請書(別記様式6)を提出すること。

(5)その他

- ・民間事業者との競合を避けるため、結婚相談所の設置及び結婚希望者の会員登録は行わないものとする。
- ・結婚サポート推進員に対しては、住民の個人情報の提供は行わない。
- ・村は、あらかじめ結婚サポート推進員の同意を得たうえで、結婚サポート推進員の情報を第三者へ提供したり、村広報紙、ホームページ等にて公表することができる。

3 周知方法

- ・村広報紙、村ホームページ等で結婚サポート推進員の募集と事業内容のPRを行う。
- ・村は、結婚サポート推進員に名刺を配布し、活動の円滑化と事業の周知に役立ててもらおう。

附則

この実施要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この実施要領は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この実施要領は、令和4年3月4日から実施する。